

関係法令等抜粋

1. 会議運営事項の確認

○枚方市社会福祉審議会条例

(会議の公開等)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議

(2) 略

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

○枚方市情報公開条例

(保有情報の公開義務)

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4)～(7) 略

2. 設置根拠及び位置付け

○枚方市社会福祉審議会条例

第11条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に定めるもののほか、必要に応じ、専門分科会に審査部会を置くことができる。

○枚方市社会福祉審議会規則

第3条 審議会は、政令第3条第1項及び条例第11条第41項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に第一審査部会及び第二審査部会を、児童福祉専門分科会に母子・父子福祉審査部会及び児童福祉施設認可審査部会を置くことができる。

2 審査部会が審査する事項は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 第一審査部会 略
- (2) 第二審査部会 略
- (3) 母子・父子福祉審査部会 略
- (4) 児童福祉施設認可審査部会 次に掲げる事務

イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 4 項及び第 35 条第 6 項に規定する認可に関する事項の審査

ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項に規定する認可、同法第 21 条第 2 項に規定する命令及び同法第 22 条第 2 項に規定する認可の取消しに関する事項の審査

- 3 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 審査部会に審査部会長を置き、それぞれの審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 5 審査部会長は、審査部会の会務を掌理する。
- 6 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

○児童福祉法

第35条 略

2～3 略

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第45条第1項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第8項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

(1)～(4) 略

6 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

7～12 略